

令和元年度

関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

技術検討会（第 1 回）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1）情報公開について
- （2）スケジュールについて
- （3）委員長選出
- （4）現地調査を踏まえた意見交換

3. 閉会

令和元年度 関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会委員

かたおか み き
片岡 美喜

高崎経済大学地域政策学部教授

かみおか み ほ
上岡 美保

東京農業大学国際食料情報学部教授

にしむら たく
西村 拓

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

まつ い ひろゆき
松井 宏之

宇都宮大学農学部教授

（五十音順、敬称略）

令和元年度 関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

技術検討会（第1回） 現地調査行程

日時：令和元年10月7日 10:10～16:10

① 再評価：農業競争力強化農地整備事業「幸江崎地区」

- ・ 地区概要説明（茨城県）
- ・ 意見交換会（幸江崎地区事業受益者、幸江崎土地改良区、古河市、結城市）
- ・ 現地視察（区画整理・用水路整備・排水路整備・暗渠排水整備・農道整備）

② 事後評価：農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業畑地帯型）

「谷田部北部地区」

- ・ 地区概要説明（茨城県）
- ・ 意見交換会（谷田部北部地区事業受益者、霞ヶ浦用水土地改良区、つくば市）
- ・ 現地視察（区画整理・農道整備・農業用排水）

③ 第1回技術検討会（つくば市役所）

令和元年度 関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回） 現地調査行程 位置図



令和元年度 関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価） 技術検討会の公表等について

（１）技術検討会の傍聴

傍聴の可否については、第１回技術検討会において技術検討会委員の判断により決定。

（２）技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事概要、議事録及び資料の取扱いについては、第１回技術検討会において技術検討会委員の判断により決定。

<令和元年度の公表方法（案）>

	公 表 資 料	公表部局／公表方法		参考 (昨年度の取扱い)
		本省	農政局	
技 術 検 討 会	技術検討会の開催	—	第１回：ホームページ 第２回以降：プレスリリース	公表
	技術検討会の傍聴	—	第１回検討会で可 の場合２回目以降 プレスリリース	傍聴の可否を第１回検討会 で決定 → 傍聴可
	技術検討会議事概要	—	ホームページ	検討会後作成し公表
	技術検討会議事録	—	ホームページ	検討会後事務局で発言者名 を記載した議事録を作成し、 委員の了解を得たうえで公表
	技術検討会資料	—	ホームページ	公表
評 価 結 果	<再評価> 地区別資料 費用対効果分析に関する説明資料 <事後評価> 地区別結果書 費用対効果分析に関する説明資料	ホームページ	ホームページ (本省のリンク)	公表

令和元年度 補助事業 評価地区一覧（事業担当課別）

（再評価）

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
水利整備課	水利施設等保全高度化事業	茨城	ほんごうこうや 本郷高野	県
		千葉	りょうそうもばらみなみ 両総茂原南	県
		千葉	ほくそうちゅうおう き 北総中央Ⅰ期	県
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業	茨城	とね ほくぶ 利根北部	県
		茨城	こうえざき 幸江崎	県
		千葉	いすみがわ き 夷隅川Ⅰ期	県
防災課	農村地域防災減災事業	茨城	しんごう き 新郷Ⅱ期	県
		茨城	こかいとうぶ き 小貝東部Ⅱ期	県
		埼玉	ごんげんどう 権現堂	県
(3 事業種 9 地区)				
(茨城県 5 地区、千葉県 3 地区、埼玉県 1 地区)				

（事後評価）

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
水利整備課	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業畑地帯型）	茨城	やた べ ほくぶ 谷田部北部	県
	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	長野	いわだれはら 岩垂原	県
（2 事業種 2 地区）				
（茨城県 1 地区、長野県 1 地区）				

**令和元年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)、
技術検討会のスケジュール**

	時期	技術検討会	内容
1	10月7日	第1回技術検討会 (現地調査:茨城県下)	再評価:農業競争力強化農地整備事業「幸江崎地区(茨城県古河市、結城市)」 事後評価:農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業畑地帯型)「谷田部北部地区(茨城県つくば市)」
2	12月6日	第2回技術検討会 (さいたま新都心)	・再評価・事後評価結果(案)に対する質疑 ・意見交換
3	2月14日	第3回技術検討会 (さいたま新都心)	・第2回技術検討会における意見に対する対応方針について ・「第三者の意見」取りまとめ
4	2月末頃	本省報告	再評価・事後評価結果(案)について
5	3月末頃	評価結果の公表	本省及び農政局HPIに掲載

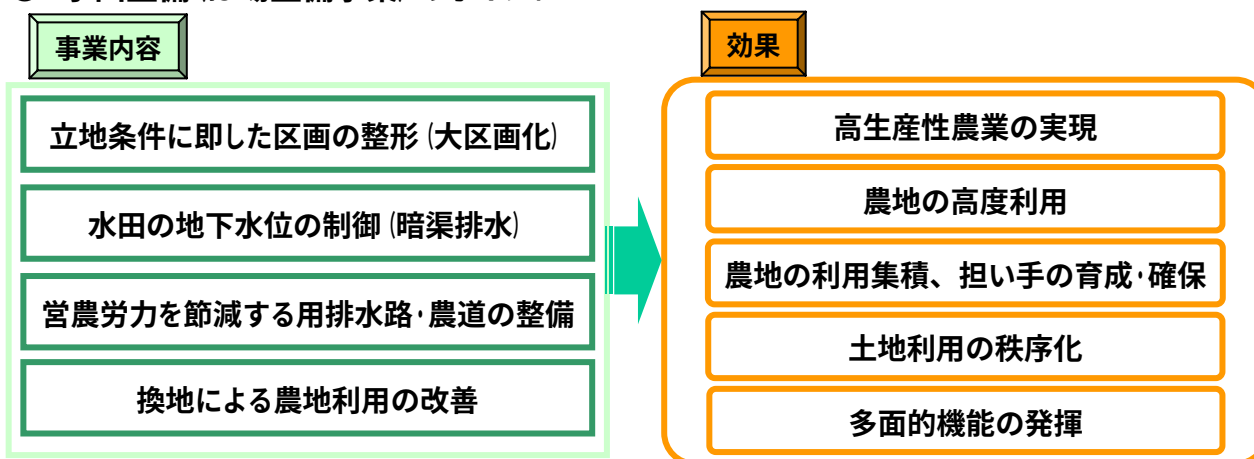
農業競争力強化基盤整備事業 (経営体育成型) について

農業競争力強化農地整備事業

1. ほ場整備事業の目的と効果（総論）

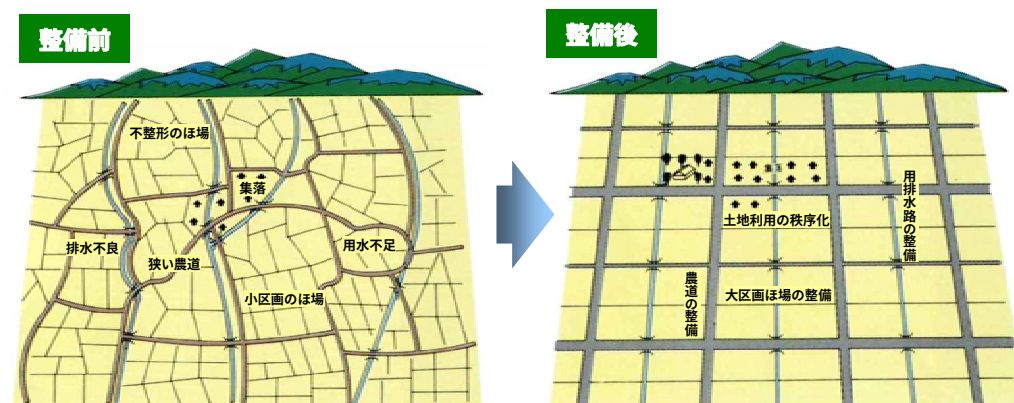
- 水田整備は、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路・排水路の整備等を総合的に実施し、農業生産性を飛躍的に向上。
- また、排水条件の整備等により、稲作にしか利用できなかった湿田の汎用化を図り、麦・大豆等の畑利用を可能とし、農地の高度利用を実現。

○ 水田整備（ほ場整備事業）のポイント



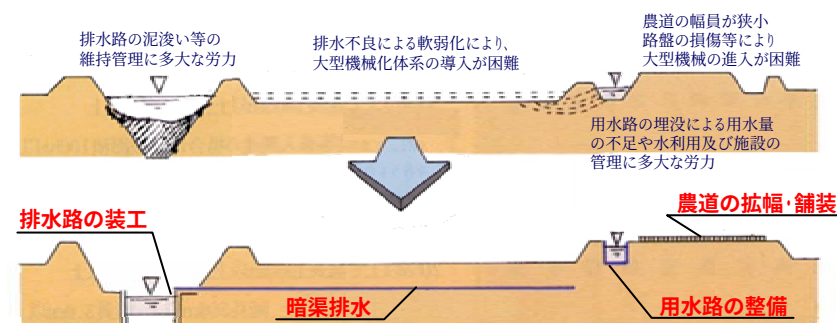
ほ場整備事業実施中の地区

○ 水田整備（ほ場整備事業）のイメージ



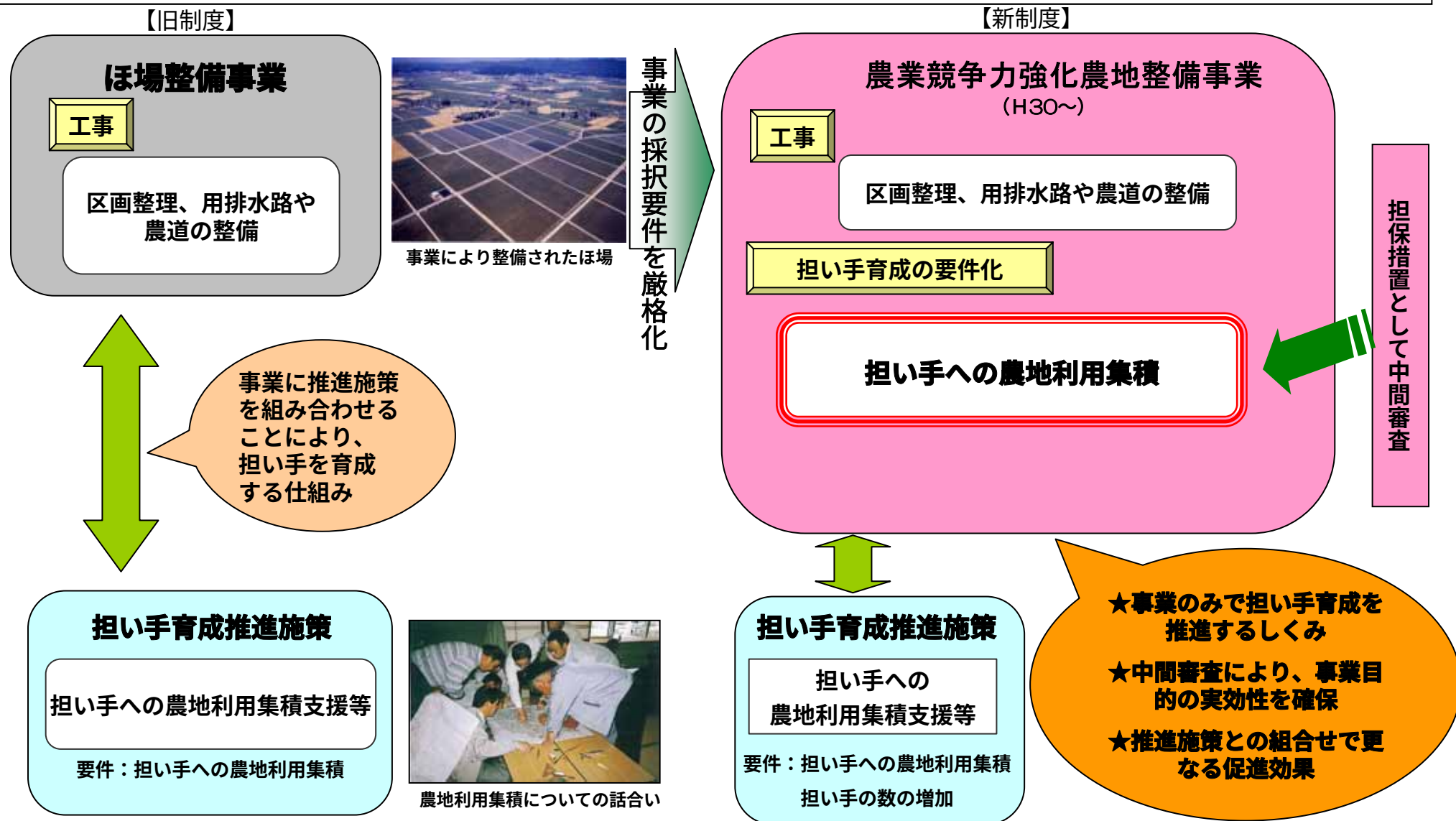
○ 更新整備について

区画整理が終了した地域においても、施設の老朽化等に対応した施設の更新や機能向上が必要。



2. 担い手への農地の利用集積

- これまでのほ場整備事業は、担い手育成推進施策と組み合わせることにより、担い手を育成する仕組み。
- 平成15年度から創設した経営体育成基盤整備事業では、事業そのものの採択要件として、担い手の育成を設定し、本事業でもこれを踏襲。 ”



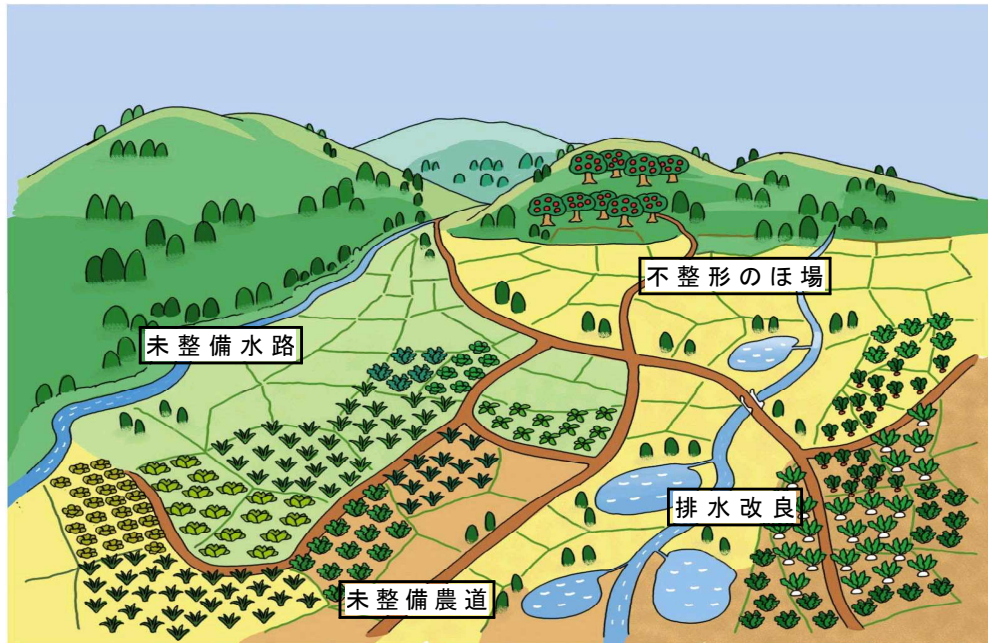
畑地帯総合整備事業について

畑地帯総合整備事業（都道府県営事業）の概要

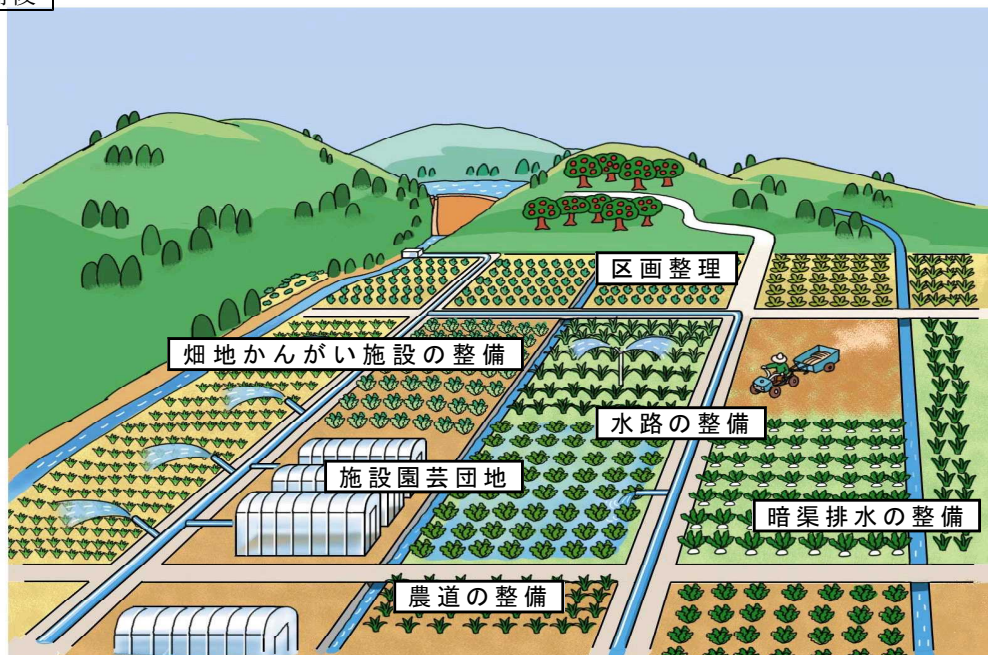
1 事業目的

事業効果のより効率的発現のため、畑作経営における多様な経営展開（大規模、野菜、果樹、施設作物等の違いによって必要な経営面積規模は大きく異なる）に配慮しつつ、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業であり、担い手育成型と担い手支援型の二つのタイプがある。

整備前



整備後



2 事業内容、採択要件

(1) 担い手育成型

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理等の基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業である。

【採択要件】

- 農業農村活性化計画及び畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるもの。
- 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかの事業を行うこと。
- 受益面積の合計が 20ha 以上。
- 農業経営高度化支援を実施する場合には、高度な経営体が目標年度までに一以上育成されること。また、活性化計画等において担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図れること。 等

(2) 担い手支援型

畑作農業経営の体質改善のため、経営規模拡大を必要としない担い手を支援することを目的に生産性合理化を図るために必要な生産基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業である。

【採択要件】

- 畑地帯営農促進基本計画及び畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるもの。
- 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかの事業を行うこと。
- 受益面積の合計が 30ha 以上。
- 担い手農家戸数が受益農家戸数に占める割合又は担い手農家の経営面積が受益面積に占める割合が 10 %以上※
- 原則 3 戸以上の担い手が存在すること(担い手が農業生産法人等の場合は除く)※
(上記※にあつては単独営農用水事業には適用されない) 等

ア) 単独施設整備

- ・ 国営及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがい施設を対象とする。
- ・ 総事業費 3 千 5 百万円以上。
- ・ 畑作物の生産を振興すべき地域であること。

イ) 単独土層改良

- ・ 畑作の生産を振興すべき地域であること。
- ・ 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。
- ・ 作物の生育に阻害性を有する不良土層が受益面積の 5 割以上である地域であること

ウ) 単独営農用水

- ・ 受益農家が 20 戸以上または酪農経営農家等の有する飼料作物の作付け面積の合計が 150ha 以上 等